第92回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2025年6月20日（金曜日）
午前10時（午前９時開場）

開催場所

ヒューリック心斎橋ビル３階
TKPガーデンシティPREMIUM心斎橋
大阪市中央区南船場４－３－２

決議事項

第１号議案　**定款一部変更の件**
第２号議案　**取締役９名選任の件**
第３号議案　**監査役１名選任の件**
第４号議案　**取締役の報酬額改定の件**

書面またはインターネット等による議決権行使期限

2025年6月19日（木曜日）午後５時40分まで

株式会社モリタホールディングス
証券コード 6455

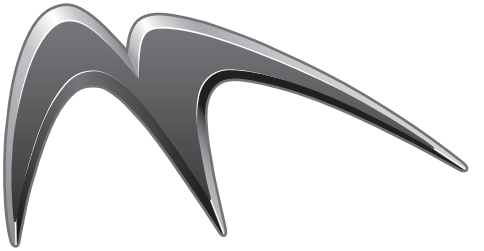

MORITA GROUP

証券コード6455
2025年５月29日
（電子提供措置の開始日2025年５月26日）

株　主　各　位

大阪市中央区道修町三丁目６番１号
株式会社モリタホールディングス
代表取締役 社長執行役員 金岡真一

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第92回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト（https://www.morita119.com/ir/stock/shareholder.html）

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
（https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show）

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名（モリタホールディングス）または証券コード（6455）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「株主総会招集通知/株主総会資料」を順に選択してください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2025年６月19日（木曜日）午後５時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時	**2025年６月20日（金曜日）午前10時**
2. 場　　所	大阪市中央区南船場４－３－２ ヒューリック心斎橋ビル ３階 **TKPガーデンシティPREMIUM心斎橋**
3. 会議の目的事項	**報告事項** **1. 第92期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件** **2. 第92期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類報告の件** **決議事項** **第１号議案**　定款一部変更の件 **第２号議案**　取締役９名選任の件 **第３号議案**　監査役１名選任の件 **第４号議案**　取締役の報酬額改定の件
4. 招集にあたっての決定事項	代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

■当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
■書面または電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の方法については、３ページから５ページをご覧ください。
■書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
事業報告のうち、「１．企業集団の現況に関する事項　(12)主要な営業所及び工場、(13)従業員の状況、(14)主要な借入先及び金額、(15)その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「２.会社の株式に関する事項　(５)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況、(６)その他株式に関する重要な事項」、「３.会社の新株予約権に関する事項」、「４.会社役員に関する事項　(３)責任限定契約の内容の概要、(４)役員等賠償責任保険契約の内容の概要、(５)社外役員に関する事項」、「５.会計監査人の状況」、「６.会社の体制及び方針」。連結計算書類のうち、「連結株主資本等変動計算書、連結注記表」。計算書類のうち、「株主資本等変動計算書、個別注記表」。監査報告書の、「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書、会計監査人の監査報告書、監査役会の監査報告書」。したがいまして、当該お送りする書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人の監査をした対象書類の一部であります。
■電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
■議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
■会場での配慮が必要な方は、準備の都合上、2025年６月13日（金曜日）午後５時40分までに㈱モリタホールディングス総務部（☎06-6208-1907）までご連絡ください。

以　上

議決権行使方法のご案内

議決権行使の方法は以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合

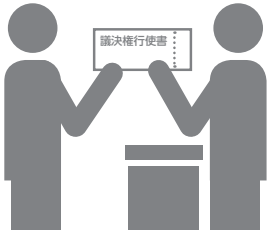

株主総会開催日時　**2025年６月20日（金曜日）午前10時（午前９時開場）**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

●株主総会当日は、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合

書面（郵送）によるご行使

行使期限　**2025年６月19日（木曜日）午後５時40分必着**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによるご行使

行使期限　**2025年６月19日（木曜日）午後５時40分まで**

当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、上記の行使期限までに賛否をご送信ください。

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

▶詳細は次頁をご覧ください。

●書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
●インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効としてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

㈱ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ下記事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

■ インターネットによる議決権行使は、**2025年６月19日（木曜日）午後５時40分まで有効**ですが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使されますようお願い申し上げます。

■ インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによって可能です。なお、携帯電話等を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

議決権行使ウェブサイト **https://www.web54.net**

※スマートフォン、バーコード読取機能付の携帯電話等を利用して上記の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォン、携帯電話等の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

❶ WEBサイトへアクセス

❷ ログインする

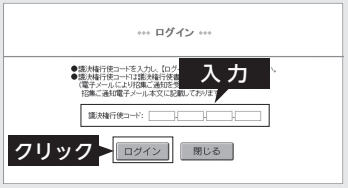

❸ パスワードの入力

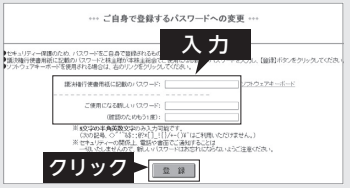

❹ 以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

ご注意

■ 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

■ インターネットによる議決権行使が、複数回行われた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

■ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者への料金（接続料金等）は株主様のご負担となりますのでご了承ください。

「スマート行使」による方法

スマートフォンをご利用の場合は、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、議決権行使コード及びパスワードが入力不要で議決権行使ウェブサイトにアクセスできます。

※１回に限り有効です。

※ログインQRコードを用いずに議決権行使される場合は、議決権行使コード及びパスワードの入力が必要となります。

※再行使される場合は、議決権行使コード及びパスワードの入力が必要となります。

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

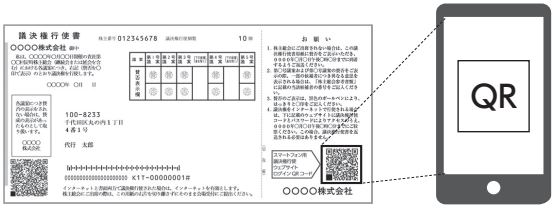

同封の議決権行使書用紙の右下**「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」**をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

2 各議案の賛否を選ぶ

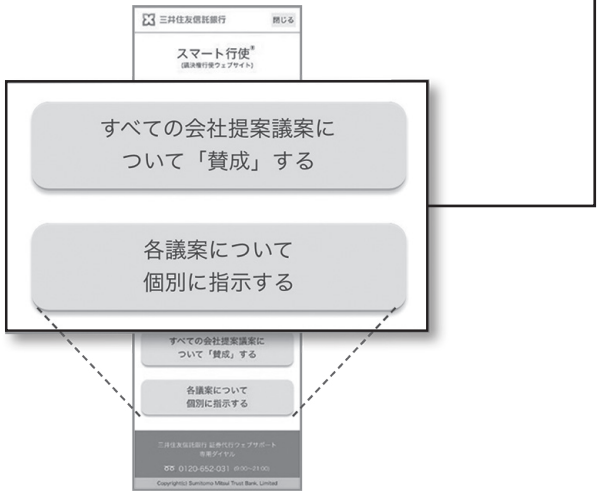

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

3 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

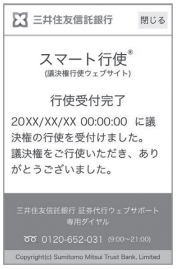

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

■ お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使に関してパソコン等の操作方法でご不明な点につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）

その他のご照会は、下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

証券会社に口座をお持ちの株主様

株主様の口座のある証券会社にお問い合わせください。

証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行部

0120-782-031

（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）当社では、従来からコーポレートガバナンスを経営上の重要な課題と捉えて、必要な体制の強化に努めてまいりました。このたび、さらなる経営体制の強化、充実を図るため、現行定款第16条にて定められた取締役の定員９名以内から、12名以内に変更を行うものであります。

（２）経営環境の変化に迅速に対応した経営体制構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役に役付取締役として、新たに取締役副会長を定めることができる旨を現行定款第19条に追加するものであります。

（３）経営の監督機能の維持・向上及び運営の柔軟性を確保するため、現行定款第22条にて定められた取締役会の招集権者及び議長について変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役の定員） 第16条　当会社は取締役9名以内を置く。 （代表取締役、役付取締役及び最高経営責任者） 第19条　当会社を代表する取締役は取締役会の決議によって選定する。 ２．取締役会の決議をもって、取締役中より会長及び社長各１名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 ３．取締役会の決議をもって、代表取締役中より最高経営責任者（CEO）１名を選定することができる。	（取締役の定員） 第16条　当会社は取締役12名以内を置く。 （代表取締役、役付取締役及び最高経営責任者） 第19条　当会社を代表する取締役は取締役会の決議によって選定する。 ２．取締役会の決議をもって、取締役中より会長及び社長各１名、副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 ３．取締役会の決議をもって、代表取締役中より最高経営責任者（CEO）１名を選定することができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
（招集権者及び議長） 第22条　取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 2．代表取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、先順序の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。代表取締役に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 3．取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より３日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。	（招集権者及び議長） 第22条　取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき、あらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。 2．前項の取締役に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 3．取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より３日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役 中島正博、金岡真一、村井信也、磯田光男、川西孝雄、北條正樹、金子麻理、加藤雅義、福西宏之の９氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	性別	取締役会への出席状況
1	中島 正博（なかじま まさひろ） 再任	代表取締役会長兼CEO	男性	12回/12回（100%）
2	金岡 真一（かなおか しんいち） 再任	代表取締役 社長執行役員	男性	12回/12回（100%）
3	村井 信也（むらい しんや） 再任	取締役 常務執行役員	男性	12回/12回（100%）
4	磯田 光男（いそだ みつお） 再任 社外	取締役	男性	12回/12回（100%）
5	川西 孝雄（かわにし たかお） 再任 社外	取締役	男性	12回/12回（100%）
6	北條 正樹（ほうじょう まさき） 再任 社外	取締役	男性	12回/12回（100%）
7	金子 麻理（かねこ まり） 再任 社外	取締役	女性	10回/10回（100%）
8	加藤 雅義（かとう まさよし） 再任	取締役 執行役員	男性	12回/12回（100%）
9	福西 宏之（ふくにし ひろゆき） 再任	取締役 執行役員	男性	12回/12回（100%）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	なかじま　まさひろ **中島　正博** (男性) (1950年2月3日生) 再　任	1972年3月　当社入社 2003年4月　当社執行役員 2004年6月　当社取締役 2006年6月　当社代表取締役社長 2008年10月　㈱モリタ代表取締役社長 2015年6月　㈱モリタエコノス代表取締役会長 2015年6月　㈱モリタテクノス代表取締役会長 2015年6月　㈱モリタ代表取締役会長(現在) 2015年6月　当社代表取締役会長 2016年2月　BRONTO SKYLIFT OY AB 取締役会議長(現在) 2016年6月　当社代表取締役会長兼CEO(現在) 2017年4月　㈱モリタ環境テック代表取締役会長 2017年6月　日野自動車㈱社外監査役 2019年6月　㈱モリタ環境テック取締役(現在) 2021年6月　日野自動車㈱社外取締役(現在) **[重要な兼職の状況]** ㈱モリタ代表取締役会長 BRONTO SKYLIFT OY AB 取締役会議長 日野自動車㈱社外取締役	226,637株 取締役会への出席状況 全12回/全12回 (100%)

【取締役候補者とした理由】
中島正博氏は、2004年に取締役に就任後、2006年から2015年まで代表取締役社長、2015年から代表取締役会長、2016年から代表取締役会長兼CEOを務め、当社及び国内外グループ会社において長年経営の中枢を担っており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。この豊富な経験及び実績を活かして、経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	かなおか　しんいち **金岡　真一** (男性) (1959年8月21日生) 再　任	1982年4月　当社入社 2007年4月　当社管理サービス本部経理部長 2010年6月　当社執行役員 2011年10月　当社管理サービス本部長 2017年4月　当社常務執行役員 2018年6月　当社取締役 執行役員 2019年4月　当社経理・情報管理本部長 2020年6月　当社取締役 常務執行役員 2022年6月　当社代表取締役 社長執行役員(現在)	62,951株 取締役会への出席状況 全12回/全12回 (100%)

【取締役候補者とした理由】
金岡真一氏は、経理業務に長年にわたり従事し、2010年に執行役員に就任後、経営企画・法務・経理・情報管理部門等を管掌する管理部門を統括する要職に就き、当社及び国内外グループ会社全般にわたる豊富な経営指導における経験と企業経営に必要な幅広い見識を有しております。また、2022年からは代表取締役社長執行役員を務めており、この豊富な経験及び実績を活かして、経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	むら い しん や **村井 信也** (男性) (1960年1月23日生) 再 任	1982年4月 当社入社 2007年4月 当社管理サービス本部総務部長 2011年4月 当社執行役員 2012年2月 当社管理サービス本部副本部長、総務部長、人事部長 2017年4月 当社常務執行役員(現在) 2018年7月 当社広報室長 2019年4月 当社総務・人財開発本部長 2022年6月 当社取締役(現在) 当社グループコーポレート本部長(現在)	30,267株 取締役会への出席状況 全12回/全12回 (100%)

【取締役候補者とした理由】
村井信也氏は、総務・人事業務に長年にわたり従事し、2011年に執行役員に就任後、当社及び国内グループ会社を管掌する管理部門の要職に就き、当社における豊富な業務経験と企業経営に必要な幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	いそ だ みつ お **磯田 光男** (男性) (1970年1月7日生) 再 任 社 外	1995年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 1995年4月 三宅合同法律事務所(現 弁護士法人三宅法律事務所)入所 2001年6月 ハーバード・ロースクールLL.M.課程修了 2001年8月 ピルズベリー・ウィンスロップ法律事務所ニューヨーク・オフィスにて研修 2002年2月 ニューヨーク州弁護士登録(当時) 2002年7月 弁護士法人三宅法律事務所パートナー 2014年6月 ㈱長谷工コーポレーション社外監査役(現在) 2016年6月 当社取締役(現在) 2019年5月 弁護士法人三宅法律事務所代表社員(現在) **[重要な兼職の状況]** 弁護士法人三宅法律事務所代表社員 ㈱長谷工コーポレーション社外監査役	4,400株 取締役会への出席状況 全12回/全12回 (100%)

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
磯田光男氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年弁護士として活躍されており、法令についての高度な専門的知見を有しております。同氏は、2016年6月より当社社外取締役として就任し、取締役会及び自ら委員長を務める指名・報酬諮問委員会の審議においては、独立した立場からコンプライアンスやガバナンスにおける有益かつ貴重な助言をいただいており、引き続き当社の経営に独立性と透明性の高い監視・監督機能を発揮されることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	かわ にし たか お **川西 孝雄** (男性) (1948年11月23日生) 再 任 社 外	1972年４月 ㈱三和銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行)入行 1999年６月 同行執行役員 2002年１月 ㈱UFJ銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行)常務執行役員 2004年５月 同行代表取締役専務執行役員 2006年１月 ㈱三菱東京UFJ銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行)常務取締役 2008年４月 同行副頭取 2010年６月 ㈱ジェーシービー代表取締役兼執行役員社長 2014年６月 同社代表取締役会長 2015年２月 ㈱ユニリタ社外取締役 2017年６月 当社取締役(現在) 2017年６月 ㈱ジェーシービー取締役会長	4,200株 取締役会への出席状況 全12回/全12回 (100%)

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
川西孝雄氏は、長年金融機関で培われた専門的な知識と会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏は、2017年６月より当社社外取締役として就任し、取締役会及び指名・報酬諮問委員会の審議においては、独立した立場から企業経営に関する幅広い経験と深い知見に基づき有益かつ貴重な助言をいただいており、引き続き当社の経営に独立性と透明性の高い監視・監督機能を発揮されることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	ほう じょう まさ き **北條 正樹** (男性) (1948年10月２日生) 再 任 社 外	1971年４月 大福機工㈱(現 ㈱ダイフク)入社 1998年６月 同社取締役 2000年４月 Daifuku America Corporation取締役社長 2004年４月 ㈱ダイフク代表取締役専務 Daifuku Canada Inc.取締役社長 2006年４月 ㈱ダイフク代表取締役副社長 2007年12月 Jervis B.Webb Company会長 2008年４月 ㈱ダイフク代表取締役社長 2011年１月 Daifuku Webb Holding Company (現 Daifuku North America, Inc.)会長 2018年４月 ㈱ダイフク取締役相談役 2020年６月 当社取締役(現在)	12,500株 取締役会への出席状況 全12回/全12回 (100%)

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
北條正樹氏は、株式会社ダイフクにて代表取締役社長や海外子会社のトップを歴任し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏は、2020年6月より当社社外取締役として就任し、取締役会及び指名・報酬諮問委員会の審議においては、独立した立場から企業経営に関する幅広い経験と深い知見に基づき有益かつ貴重な助言をいただいており、引き続き当社の経営に独立性と透明性の高い監視・監督機能を発揮されることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	かね こ まり **金子 麻理** (女性) (1962年8月23日生) 再 任 社 外	1986年４月　日本IBM㈱入社 2006年８月　米国公認会計士登録 2006年９月　Fujita Rashi(USA) Corp.会計担当責任者 2008年６月　Beni LLC設立　代表就任 2014年２月　㈱フィル・カンパニー常勤監査役 2022年２月　同社取締役(常勤監査等委員) 2022年６月　当社社外監査役 2023年２月　㈱フィル・カンパニー代表取締役社長 2024年６月　当社取締役(現在) 2025年２月　㈱フィル・カンパニー取締役(現在) [重要な兼職の状況] ㈱フィル・カンパニー取締役	1,900株 取締役会への出席状況 全10回/全10回 (100%)

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

金子麻理氏は、財務及び会計について幅広い経験を有しており、㈱フィル・カンパニーにおいて、常勤監査役、代表取締役社長を歴任し、企業経営者として豊富な経験を有しております。同氏は2022年6月より当社独立社外監査役として就任し、当社の重要な意思決定や業務執行に関する監査・監督において適切な提言・助言をいただいており、引き続き当社の経営に独立性と透明性の高い監視・監督機能を発揮されることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	か とう まさ よし **加藤 雅義** (男性) (1970年２月18日生) 再 任	1992年４月　当社入社 2015年４月　㈱モリタ生産本部三田工場一般車製造部長 2017年４月　同社執行役員、生産本部長、三田工場長 2017年６月　同社取締役、生産本部長、三田工場長 2018年４月　同社取締役 執行役員、生産本部長、技術部長 2022年４月　同社代表取締役 社長執行役員(現在) 2022年６月　当社取締役 2024年８月　当社取締役 執行役員(現在) 当社グループコーポレート本部 副本部長(現在) [重要な兼職の状況] ㈱モリタ代表取締役 社長執行役員	31,060株 取締役会への出席状況 全12回/全12回 (100%)

【取締役候補者とした理由】

加藤雅義氏は、消防車輌事業で長年にわたり生産部門・技術部門の要職を歴任し、2017年には㈱モリタの取締役として経営に携わり、2022年４月より㈱モリタの代表取締役を務めております。また、2024年８月より当社の執行役員として、グループ全体の管理部門で要職を務めております。これらの豊富な経験及び実績を活かして、当社の取締役会の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	ふくにし　ひろゆき **福西　宏之** (男性) (1970年1月1日生) 再　任	1994年４月　当社入社 2016年４月　㈱モリタ環境テック営業本部西日本営業部長 2017年４月　同社取締役、営業本部長、東日本営業部長 2019年６月　同社取締役 執行役員、営業本部長 2022年４月　同社代表取締役 社長執行役員(現在) 同社営業本部長 2022年６月　当社取締役 2024年８月　当社取締役 執行役員(現在) 当社グループ戦略本部 副本部長 2025年４月　当社グループ戦略本部長(現在) [重要な兼職の状況] ㈱モリタ環境テック代表取締役 社長執行役員	29,338株 取締役会への出席状況 全12回/全12回 (100%)

【取締役候補者とした理由】

福西宏之氏は、産業機械事業で長年にわたり営業部門の要職を歴任し、2017年には㈱モリタ環境テックの取締役として経営に携わり、2022年４月より㈱モリタ環境テックの代表取締役を務めております。また、2024年８月より当社の執行役員として、グループ戦略の企画部門で要職を務めております。これらの豊富な経験及び実績を活かして、当社の取締役会の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．各取締役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
２．磯田光男、川西孝雄、北條正樹、金子麻理の４氏は、社外取締役候補者であり、㈱東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
３．取締役候補者磯田光男氏は、2025年6月24日付で㈱ファルコホールディングス社外取締役(監査等委員)に就任予定であります。
４．当社と磯田光男、川西孝雄、北條正樹、金子麻理の４氏は、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。4氏の再任をご承認いただいた場合、当社は、４氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
５．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとしております。本議案において各氏の選任についてご承認いただいた場合、取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

（ご参考）

本定時株主総会において、第２号議案が原案どおりご承認いただいた場合の取締役の構成及び各取締役が有する知見・経験は、以下のとおりとなります。

取締役氏名		各取締役が有する知見・経験							
		企業経営	国際経験	法務・ガバナンス	財務・会計	営業・マーケティング	技術・研究開発	生産	人事
社内	**中島　正博**	○	○	○	○	○			○
	金岡　真一	○		○	○				○
	加藤　雅義	○			○		○	○	○
	福西　宏之	○			○	○			○
	村井　信也			○	○				○
社外	**磯田　光男**　※1 ※2		○	○					
	川西　孝雄　※1	○	○		○	○			○
	北條　正樹　※1	○	○		○	○		○	○
	金子　麻理　※1	○	○	○	○				○

※１　㈱東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員

※２　磯田光男氏は、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長を務めています。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役 浅田栄治氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
矢野（やの）　奈保子（なほこ） (女性) (1962年６月29日生) 新　任 社　外	1986年４月　日本電気㈱入社 1994年３月　㈱ビジネスブレイン太田昭和主管コンサルタント 1995年４月　太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 1997年４月　公認会計士登録 2000年12月　㈱日本総合研究所上席主任研究員 2008年２月　矢野公認会計士事務所代表(現在) 2012年２月　㈱コンフォートコンサルティング代表取締役社長(現在) 2019年６月　テンアライド㈱社外取締役(現在) 2019年７月　独立行政法人医薬品医療機器総合機構監事 2021年６月　㈱ビジネスブレイン太田昭和社外取締役(監査等委員)(現在) 2021年７月　国立研究開発法人国立環境研究所監事(現在) 2024年９月　一般社団法人SVリーグ監事(現在) [重要な兼職の状況] 矢野公認会計士事務所代表 テンアライド㈱社外取締役 ㈱ビジネスブレイン太田昭和社外取締役(監査等委員)	０株 取締役会への出席状況 ―

【社外監査役候補者とした理由】

矢野奈保子氏は、財務及び会計について幅広い知識を有しており、これまでコンサルタント機関での豊富な経験や会計事務所長としての高い見識をもとに、当社の重要な意思決定や業務執行に関する監査・監督において適切な提言・助言をいただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

（注）１．監査役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
２．矢野奈保子氏は、社外監査役候補者であり、㈱東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
３．監査役候補者矢野奈保子氏は、2025年6月26日付でテンアライド㈱社外取締役を退任予定であります。
４．当社は、矢野奈保子氏の選任についてご承認いただいた場合、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を同氏との間で締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
５．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとしております。本議案において矢野奈保子氏の選任についてご承認いただいた場合、監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第４号議案　取締役の報酬額改定の件

（１）改定の理由

当社の取締役の報酬額は、2016年６月29日開催の第83回定時株主総会において年額230百万円以内（うち社外取締役は2020年６月25日開催の第87回定時株主総会において40百万円以内に改定）としてご承認いただき現在に至っております。このたび、第１号議案でご提案しておりますとおり、さらなる経営体制の強化、充実を図るため、取締役の定員を現状の９名以内から、12名以内に変更することに伴い、今後の増員に備えることを考慮して取締役の報酬額の年額を300百万円（うち社外取締役50百万円）以内に改定することといたしたく、お願いするものであります。

なお、取締役の報酬には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まれないものといたします。

また、現在の取締役の員数は９名（うち社外取締役は４名）であり、第２号議案が原案どおりご承認いただいた場合も、引き続き取締役の員数は９名（うち社外取締役は４名）であります。

（２）取締役の報酬改定を相当とする理由

当取締役報酬改定につきましては、事業報告に記載しておりますとおり取締役の報酬の決定方針を踏まえ、コーポレートガバナンスの強化、業務の専門化・高度化に伴う今後の取締役の役割の拡充、社外取締役の員数増強等の観点から相当なものであると判断いたしております。

以　上

事業報告（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、不安定な為替相場、エネルギー価格や原材料価格の高騰など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは、『「安心」を支える技術と絶えざる挑戦で、人と地球のいのちを守る』というパーパスのもと、サステナビリティ経営を推進するとともに、中期経営計画「Morita Reborn 2025」に掲げたグローバルな総合防災ソリューション企業の実現に向け、企業価値の向上に向けた諸施策に取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度におきまして、経営数値目標に掲げております、「営業利益率12%」、「ＲＯＥ(自己資本利益率)10%」、「ＤＯＥ(株主資本配当率)2.5%以上を目安」、並びに「営業利益の過去最高の更新」を達成いたしました。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高は前期比18,145百万円増加し、105,589百万円（20.8%増)、売上高は前期比16,538百万円増加し、111,743百万円（17.4%増）となりました。損益につきましては、営業利益は前期比4,280百万円増加し、13,733百万円(45.3%増)、経常利益は前期比4,117百万円増加し、13,744百万円（42.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比3,460百万円増加し、9,472百万円（57.6%増）となりました。受注高、売上高、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益において過去最高を更新いたしました。

売上高
1,117億43百万円
前期比 17.4%増

営業利益
137億33百万円
前期比 45.3%増

経常利益
137億44百万円
前期比 42.8%増

親会社株主に帰属する当期純利益
94億72百万円
前期比 57.6%増

セグメント別の概況は次のとおりであります。

消防車輌事業は、前期にシャシ（車台）の供給遅延により低調であった海外が復調したことに加え、国内では受注が堅調に推移したことから、国内外ともに売上が伸長し、前期比では売上高は12,036百万円増加し、66,415百万円（22.1％増）、セグメント利益は2,117百万円増加し、6,834百万円（44.9％増）となりました。

防災事業は、消火器の売上が堅調に推移したこと及び消火設備の大型工事案件などの売上が順調に進捗したことにより、前期比では売上高は2,847百万円増加し、26,619百万円（12.0％増）、セグメント利益は1,741百万円増加し、5,013百万円（53.2％増）となりました。

産業機械事業は、製品の売上が堅調に推移し、前期比では売上高は178百万円増加し、6,363百万円（2.9％増）、セグメント利益は135百万円増加し、854百万円（18.9％増）となりました。

環境車輌事業は、製品の受注及び売上が順調に推移し、前期比では売上高は1,476百万円増加し、12,344百万円（13.6％増）、セグメント利益は279百万円増加し、1,027百万円（37.4％増）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、サステナビリティへの取り組みの推進と中長期的な企業価値の一層の向上を目指し、社会における存在理由である、パーパス『「安心」を支える技術と絶えざる挑戦で、人と地球のいのちを守る』を中心とする、『モリタ フィロソフィー』を制定しております。このモリタ フィロソフィーのもと、社会的課題の解決と持続的な企業価値の向上を両立させるため、当社グループが取り組むべき重要課題（マテリアリティ）を特定し、それぞれに取り組みテーマとKPIを設け、実行しております。

これらの取り組みに加え、中期経営計画『Morita Reborn 2025』の成果の１つとして、AIを用いた現場指揮支援システムや、EV消防ポンプ自動車など、最新鋭の消防車輌及び機材を開発いたしました。当社グループは、2025年4月13日に開幕した大阪・関西万博に協賛し、複雑化・激甚化する災害現場の課題に対し、「未来社会における最適な消防活動の実現」に向け、大阪市消防局と連携し、DXを推進する新たなソリューションの実証実験に取り組んでおります。

大阪・関西万博を新たなスタートとし、不確実性の高い時代に「安心」を届けられる企業を目指してまいります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の主要な資金調達につきましては、経常的な調達のほかは特記すべき事項はありません。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、営業拠点の建設費用など総額1,849百万円の設備投資を実施いたしました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第89期 (2021/4～2022/3)	第90期 (2022/4～2023/3)	第91期 (2023/4～2024/3)	第92期 (2024/4～2025/3) (当連結会計年度)
受　　注　　高 (百万円)	75,492	84,876	87,443	105,589
売　　上　　高 (百万円)	83,602	81,344	95,205	111,743
経　常　利　益 (百万円)	8,761	5,913	9,627	13,744
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,350	3,996	6,011	9,472
1株当たり当期純利益 (円)	118.10	90.98	137.09	217.47
総　　資　　産 (百万円)	125,167	123,986	139,695	143,352

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により計算しております。

受注高 (億円)

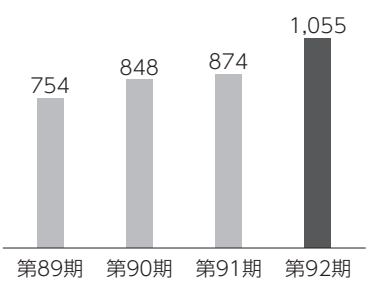

売上高 (億円)

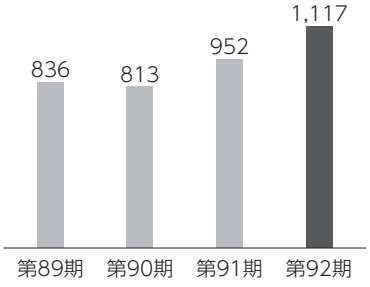

経常利益 (億円)

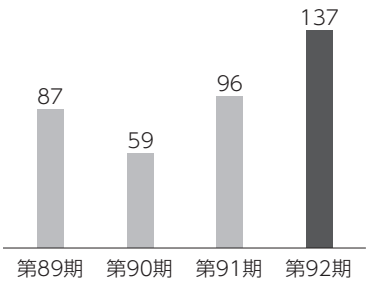

親会社株主に帰属する当期純利益 (億円)

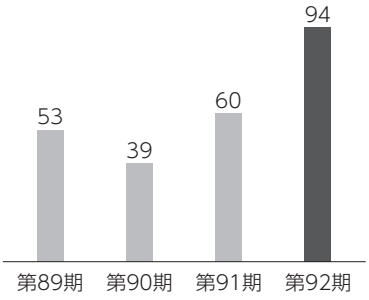

1株当たり当期純利益 (円)

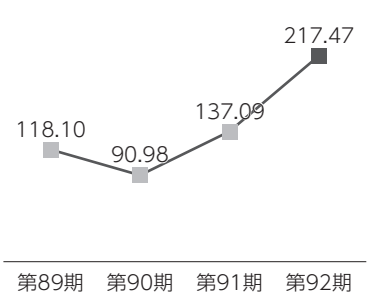

総資産 (億円)

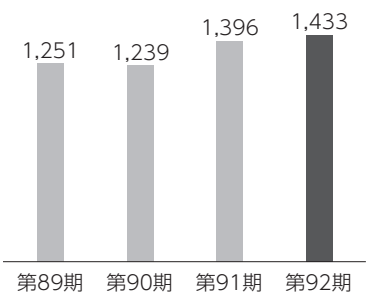

(10) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社モリタ	1,000百万円	100.0%	消防車の製造、販売
モリタ宮田工業株式会社	100百万円	100.0	消火器、消火設備等の製造、販売
株式会社モリタ環境テック	100百万円	100.0	環境機器の製造、販売及び環境プラントの設計、施工
株式会社モリタエコノス	400百万円	100.0	環境保全車輌の製造、販売
株式会社モリタテクノス	100百万円	100.0	消防車のオーバーホール
BRONTO SKYLIFT OY AB	1,515千ユーロ	100.0	屈折はしご付消防車及び高所作業車の製造、販売
株式会社北海道モリタ	30百万円	66.3	消防車の製造、販売

(注) 連結決算の対象会社は、当社及び連結子会社13社であります。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社の企業集団は、消防車、消火器、防災設備、環境保全車輌及び環境機器の製造販売並びに環境プラントの設計施工を主な内容として、さらに各事業に関連する製品・部品の製造及びサービス等の事業活動を展開しております。

セグメント	主 要 製 品
消防車輌事業	はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、普通消防ポンプ自動車
防災事業	消火器、防災設備、その他防災関係製品
産業機械事業	リサイクル処理施設、各種ごみ処理施設、スクラップ処理施設、スクラップ処理機械
環境車輌事業	衛生車、塵芥車、各種環境保全車輌

(12) 主要な営業所及び工場

① 当社

大阪本社	大阪市中央区道修町三丁目６番１号
東京本社	東京都港区芝五丁目36番７号
研究開発拠点	大阪府八尾市神武町１番43号（モリタATIセンター）

② 子会社

株式会社モリタ

本　　社	兵庫県三田市
東京本社	東京都港区
営業拠点	仙台支店［仙台市］、名古屋支店［名古屋市］、関西支店［兵庫県三田市］、福岡支店［福岡県糟屋郡粕屋町］
生産拠点	三田工場［兵庫県三田市］

モリタ宮田工業株式会社

本　　社	東京都江東区
営業拠点	東北支店［仙台市］、中部支店［名古屋市］、関西支店［大阪府八尾市］、九州支店［福岡県糟屋郡粕屋町］
生産拠点	茅ヶ崎工場［神奈川県茅ヶ崎市］、栗原工場［宮城県栗原市］、上野事業所［三重県伊賀市］

株式会社モリタ環境テック

本　　社	千葉県船橋市
営業拠点	東日本営業部［千葉県船橋市・仙台市］、西日本営業部［大阪府八尾市・名古屋市・福岡県糟屋郡粕屋町］
生産拠点	船橋工場［千葉県船橋市］

株式会社モリタエコノス

本　　社	兵庫県三田市
営業拠点	仙台支店［仙台市］、埼玉支店［埼玉県上尾市］、千葉支店［千葉市］、東京支店［東京都江東区］、西東京支店［東京都西多摩郡瑞穂町］、新潟支店［新潟市］、神奈川支店［横浜市］、静岡支店［静岡市］、名古屋支店［名古屋市］、関西支店［大阪府八尾市］、広島支店［広島市］、四国支店［高松市］、福岡支店［福岡県大野城市］、鹿児島支店［鹿児島市］
生産拠点	本社工場［兵庫県三田市］

株式会社モリタテクノス

本　　社	兵庫県三田市
営業拠点	メンテナンス営業部［千葉県船橋市・名古屋市・兵庫県三田市・福岡県糟屋郡粕屋町］
生産拠点	三田工場［兵庫県三田市］

BRONTO SKYLIFT OY AB

本　　社	フィンランド共和国タンペレ市
生産拠点	タンペレ工場［タンペレ市］、ポリ工場［フィンランド共和国ポリ市］

(13) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,748名	25名増

(14) 主要な借入先及び金額

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 180,000,000株
(2) 発行済株式の総数 46,918,542株（自己株式4,187,659株を含む）
(3) 株主数 6,315名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,462	10.44
モリタ取引先持株会	2,313	5.41
第一生命保険株式会社	2,123	4.97
株式会社みずほ銀行	2,087	4.89
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,909	4.47
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,748	4.09
エア・ウォーター株式会社	1,730	4.05
三井住友信託銀行株式会社	1,367	3.20
株式会社三井住友銀行	1,307	3.06
モリタ従業員持株会	935	2.19

（注）持株比率は自己株式（4,187,659株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数（株）	交付対象者数（人）
取締役（社外取締役を除く）	29,779	3
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、会社法第165条第２項及び当社定款第37条の定めにより、2025年２月27日開催の取締役会の決議に基づき、当期において次のとおり自己株式を取得いたしました。

取得株式	普通株式	1,020,000株
	取得価額の総額	2,120,580,000円
	取得を必要とした理由	経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主還元策の一環

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	中　島　正　博	㈱モリタ　代表取締役会長 BRONTO SKYLIFT OY AB　取締役会議長 日野自動車㈱　社外取締役
代表取締役 社長執行役員	金　岡　真　一	
取締役 常務執行役員	村　井　信　也	グループコーポレート本部長
取締役	磯　田　光　男	弁護士法人三宅法律事務所　代表社員 ㈱長谷工コーポレーション　社外監査役
取締役	川　西　孝　雄	
取締役	北　條　正　樹	
取締役	金　子　麻　理	㈱フィル・カンパニー　取締役
取締役 執行役員	加　藤　雅　義	グループコーポレート本部 副本部長 ㈱モリタ　代表取締役 社長執行役員
取締役 執行役員	福　西　宏　之	グループ戦略本部 副本部長 ㈱モリタ環境テック　代表取締役 社長執行役員
常勤監査役	浅　田　栄　治	
常勤監査役	平　岡　理　弘	
監査役	太　田　　将	㈱アセントパートナーズ　代表取締役 ウェルス・マネジメント㈱　社外取締役 監査等委員
監査役	西　村　捷　三	西村法律会計事務所　所長

(注) 1．磯田光男、川西孝雄、北條正樹、金子麻理の４氏は、社外取締役であります。
2．太田将、西村捷三の２氏は、社外監査役であります。
3．監査役　太田将氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．監査役　西村捷三氏は、弁護士として企業法務に精通しており、また、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．社外取締役　磯田光男、川西孝雄、北條正樹、金子麻理の４氏は、㈱東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6．社外監査役　太田将、西村捷三の２氏は、㈱東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
7．当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
(1) 新任
取　締　役　金　子　麻　理（2024年６月21日）
監　査　役　平　岡　理　弘（2024年６月21日）
(2) 退任
取　締　役　森　本　邦　夫（2024年６月21日　任期満了）
監　査　役　金　子　麻　理（2024年６月21日　辞任）

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役については、個人別報酬等の内容に係る決定方針を定めており、当社の取締役の報酬は、当社グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値向上を図るうえで、各取締役が果たすべき役割を最大限に発揮するための対価として機能することを目的としております。なお、この方針につきましては、客観性、透明性を高めるとともにコーポレートガバナンスの向上を目的に、社外取締役４名（うち１名は委員長）を含む６名の取締役で構成される報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得て、取締役会で決議し決定しております。

報酬体系は、固定報酬としての基本報酬、変動報酬としての業績連動型報酬及び非金銭報酬（長期インセンティブ報酬）により構成し、基本報酬及び業績連動型報酬（役員賞与）は金銭報酬であり、非金銭報酬（長期インセンティブ報酬）は事前交付型譲渡制限付株式報酬であります。各報酬の割合については、業績指標（ＫＰＩ）を100%達成の場合の標準的な比率の目安は、代表取締役では、「基本報酬」40：「業績連動型報酬」30：「非金銭報酬」30、その他取締役では、「基本報酬」55：「業績連動型報酬」25：「非金銭報酬」20としております。なお、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

また、監査役の個人別報酬は、監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、2020年６月25日開催の第87回定時株主総会において、年額230百万円以内（うち社外取締役年額40百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は７名（うち社外取締役は３名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2023年６月23日開催の第90回定時株主総会において、株式報酬の額を年額100百万円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は６名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2016年６月29日開催の第83回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。

③　取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、2024年6月21日に開催された取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長兼CEO 中島正博及び代表取締役社長執行役員 金岡真一が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とし、取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、社外取締役４名（うち１名は委員長）を含む６名の取締役で構成される報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとしております。さらに、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしており、当該手続きを経て個人別報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④　業績連動報酬等に関する事項

各々の取締役が担う役割・責任や成果に応じた報酬体系とするため、取締役に対して業績連動報酬等として役員賞与を支給しております。

当社の業績連動型報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（ＫＰＩ）を反映した金銭報酬とし、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いや営業利益伸長率に応じて算出された額を賞与とし毎年、一定の時期に支給いたします。中期経営計画「Morita Reborn 2025」において計画最終年度である2025年度の経営数値目標として、「営業利益率12%」、「営業利益の過去最高の更新」を掲げていることから、業績連動型報酬の指標は、営業利益率、営業利益目標達成度合い及び過年度に比した営業利益の伸長度合いを設定しております。

業績連動型報酬に係る指標の目標及び実績につきましては、当事業年度における営業利益目標は、2024年４月26日開示の通期予想 営業利益10,000百万円及び営業利益率10.0%で、当事業年度の実績は、営業利益13,733百万円（前期比45.3%増）、営業利益率12.3%と、ともに目標を達成しております。

⑤　非金銭報酬等の内容

当社の非金銭報酬（長期インセンティブ報酬）は、当社株価にのみ連動する事前交付型譲渡制限付株式とし、基本報酬年額に対し、役位に応じて設定した一定割合を乗じた金額から株式数を決定することとしております。支給の対象は、社外取締役を除く取締役とし、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的としております。

当該譲渡制限付株式報酬の内容及びその交付した株式の状況は「2．会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

⑥　取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	266 (36)	130 (36)	80 (—)	56 (—)	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	39 (16)	39 (16)	—	—	5 (3)

（注）業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間に、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は取締役 磯田光男、川西孝雄、北條正樹、金子麻理の４氏と監査役 太田将、西村捷三の２氏と責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役並びに株式会社モリタ、モリタ宮田工業株式会社、株式会社モリタ環境テック、株式会社モリタエコノス、株式会社モリタテクノス、BRONTO SKYLIFT OY ABの取締役及び監査役であり、全ての被保険者の保険料を全額当社が負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況
取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取 締 役	磯 田 光 男	当期開催の取締役会12回全てに出席し、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、主に弁護士としての専門的な視点から、必要な発言を行っております。 なお、同氏は取締役・執行役員の選解任につき取締役会に答申を行う指名諮問委員会（当期５回開催中、５回出席）並びに報酬につき取締役会に答申を行う報酬諮問委員会（当期２回開催中、２回出席）の委員であり、2020年11月から委員長を務めています。
取 締 役	川 西 孝 雄	当期開催の取締役会12回全てに出席し、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、主に経営者としての豊富な経験及び見識等から、必要な発言を行っております。 なお、同氏は取締役・執行役員の選解任につき取締役会に答申を行う指名諮問委員会（当期５回開催中、５回出席）並びに報酬につき取締役会に答申を行う報酬諮問委員会（当期２回開催中、２回出席）の委員を務めています。
取 締 役	北 條 正 樹	当期開催の取締役会12回全てに出席し、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、主に経営者としての豊富な経験及び見識等から、必要な発言を行っております。 なお、同氏は取締役・執行役員の選解任につき取締役会に答申を行う指名諮問委員会（当期５回開催中、５回出席）並びに報酬につき取締役会に答申を行う報酬諮問委員会（当期２回開催中、２回出席）の委員を務めています。

区　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
取　締　役	金　子　麻　理	昨年６月に取締役に就任した後に開催の取締役会10回全てに出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、主に経営者や監査役としての経験を活かした視点から、必要な発言を行っております。 なお、同氏は取締役・執行役員の選解任につき取締役会に答申を行う指名諮問委員会（当期就任後４回開催中、４回出席）並びに報酬につき取締役会に答申を行う報酬諮問委員会（当期就任後２回開催中、２回出席）の委員を務めています。
監　査　役	太　田　　将	当期開催の取締役会12回及び監査役会12回全てに出席し、取締役会と監査役会のいずれにおいても疑問点を明らかにするために適宜質問し、主にコンサルタント機関での豊富な知識と経験から、必要な発言を行っております。
監　査　役	西　村　捷　三	当期開催の取締役会12回及び監査役会12回全てに出席し、取締役会と監査役会のいずれにおいても疑問点を明らかにするために適宜質問し、主に弁護士としての専門的な視点から、必要な発言を行っております。

④　社外取締役が果たすことが期待される役割に関連して行った職務の概要

当社の社外取締役は、磯田光男、川西孝雄、北條正樹、金子麻理の４氏であり、それぞれ弁護士や企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしてもらうことを期待しております。各社外取締役は、当社の取締役会において、疑問点等を明らかにするために適宜質問するなど行い、当社が展開する各事業内容並びに業界について理解を深め、取締役会の実効性、コンプライアンスや内部統制、サステナビリティ、各事業会社の経営に関する助言など活発に意見を発言し、当社グループの発展に寄与しています。

また、当社は、社外取締役４名と代表取締役　中島正博及び金岡真一を含む取締役６名で構成する指名諮問委員会並びに報酬諮問委員会を設置し、各委員会の委員長には社外取締役の磯田光男氏が就任しております。各委員会において取締役・執行役員の選解任並びに報酬について討議し、取締役会へ答申し、取締役会はその答申をもとに決議しなければならないこととしております。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や監査報酬の見積り根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	35百万円

(4) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

39百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。
２．当社の重要な子会社のうち、BRONTO SKYLIFT OY ABは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に開催される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(6) 会計監査人が受けた過去２年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年１月1日から同年３月31日まで）の処分を受けました。

6．会社の体制及び方針

(1) 内部統制システム構築の基本方針

当社は､パーパス『「安心」を支える技術と絶えざる挑戦で、人と地球のいのちを守る』及び、ビジョン『安全で住みよい豊かな社会へ貢献し、感謝され、愛される企業』に基づき、当社グループの業務の適正を確保するため、その構築に関する基本方針を以下のとおり定めております。

① 取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、会社の業務執行を適正に行うため、実効性のある内部統制システムの構築・運用に努める。当社グループは、「モリタグループ　コンプライアンス基本方針」に基づき、これを実行化する組織や規程を整備することで、取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整えている。

(イ)コンプライアンスを統括する組織として、当社及び主な子会社に、コンプライアンス委員会を設置している。

(ロ)当社代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会は独立して、内部通報等により明らかになったリスク情報に関し、事実関係調査、対応の決定、取締役会への報告、フィードバック、会社への報告、再発防止策の提案・実行等を担う。

(ハ)リスク情報の早期発見と不正抑制効果を高めるため、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、内部通報があった場合、コンプライアンス委員会は事実関係調査、対応の決定、報告、再発防止策の提案・実行等を担う。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

(イ)取締役は、職務執行にかかる電磁的記録を含む文書、その他の重要な情報を、法令及び社内規定に基づき適正に保存、管理する。

(ロ)監査役は、取締役の職務執行にかかる文書等情報の保存及び管理について、関連諸規定に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

(ハ)取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの事業や投資にかかわるリスクは、取締役会やグループ経営会議等の各種会議体において、全社的に管理している。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ)当社及び主な子会社は、経営と業務執行を明確に区分するため、執行役員制度を採用し、取締役による経営の意思決定を効率的かつ迅速に行っている。
(ロ)当社においては取締役会を毎月１回定期的に開催し、緊急決議を要する場合には、臨時取締役会を開催している。また、子会社においても取締役会を定期的に開催し、取締役会規則に基づき経営に関する重要事項について決議している。
(ハ)当社及び主な子会社の代表者等によるグループ経営会議を原則月１回定期的に開催し、経営計画の進捗報告や重点課題について多面的に討議を行い、取締役会の実効性を高めている。

⑤　当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ)当社の担当部門は、グループ各社から業績や経営状況について定期的に報告を受けている。グループ経営会議において、グループ各社の経営計画・年度予算、経営の重要事項についての報告・討議を行い、グループ各社と連携を図りながら、業務の適正を確保している。また、連結対象子会社とは、四半期決算ごとに連絡会議を設けて、適正な決算業務の運営に努めている。
(ロ)当社グループ各社の取締役や監査役に当社の役職員を非常勤で兼務させ、取締役会等重要な会議への出席によって、情報を取得している。
(ハ)当社の監査役は、計画的に当社グループ各社の監査に赴き、子会社取締役等の業務執行状況を監査している。また、子会社の監査役とも定期的に情報交換を行い、監査の実効性を高めている。
(ニ)当社の社長直轄の監査室は、計画的に当社グループ各社の業務監査を実施し、法令や社内規則に則って適正に業務が行われているかを監査している。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

　監査役の職務執行を補助する使用人を選任し、監査役の指揮命令のもと、業務を補助する体制をとっている。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(イ)前号の使用人の人事については、常勤監査役の事前の同意を得ることで、取締役からの独立性を確保している。
(ロ)監査役の職務を補助する前号の使用人に対する指揮命令権限は、その業務の範囲内においては、監査役または監査役会に帰属するものとし、取締役、執行役員及びその他の使用人は指揮命令権限を有しない。

⑧　当社及び当社子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

(イ)当社グループ各社の業務執行を担当する執行役員及び使用人は、定期的に開催される取締役会において、担当部門の業務執行報告を行い、監査役は常に取締役会に出席してその報告を受ける。
(ロ)当社グループ各社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは直ちに監査役に報告する。
(ハ)内部通報制度により使用人から通報を受け付けた場合は、コンプライアンス委員会が通報された事実関係の調査にあたる。また、コンプライアンス委員会には監査役も委員として参画し、不正事故情報についても早期に監査役に報告できる体制を整えている。

⑨　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

　当社グループの取締役等及び使用人が監査役への報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨をコンプライアンス規定に定めている。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ)監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、当社グループ各社の定期的な報告会議等に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧して、必要に応じて取締役や執行役員、使用人にその説明を求めている。
(ロ)監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っている。
(ハ)監査役は、内部監査の監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を依頼する。
(ニ)代表取締役は、監査役と定期的な報告会を実施するとともに、監査役との意思の疎通を図っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス・リスク管理について

コンプライアンスを統括する組織として、当社及び主な子会社に、コンプライアンス委員会を設置しており、コンプライアンスに関する取り組みとして、当社及び子会社の役員・管理職を対象とした研修を通してコンプライアンス意識の向上に努めている。また、当社グループの事業や投資に関わるリスクは、取締役会やグループ経営会議等の各種会議体において、全社的に管理している。

② 職務執行の効率性確保

職務の執行が効率的に行われることに対する取り組みとして、当社の取締役会を当事業年度は12回開催した。また、当社及び主な子会社は、経営と業務執行を明確に区分するため、執行役員制度を採用し、取締役による経営の意思決定を効率的かつ迅速に行っている。さらに、当社及び主な子会社の代表者等によるグループ経営会議を原則月１回定期的に開催し、経営計画の進捗報告や重点課題について多面的に討議を行い、取締役会の実効性を高めている。

③ 監査役監査の実効性確保について

監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組みとして、当社の取締役会のほか、当社グループ各社の定期的な報告会議等に出席するとともに、稟議書類等業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役や執行役員、使用人に説明を求めている。また、代表取締役との意見交換会を定期的に実施しているほか、会計監査人及び監査室とも定期的に連絡会を開催している。さらに、子会社の監査役が集まる情報交換会を当事業年度は２回開催し、重点監査項目やグループ会社の監査結果を共有することにより監査の実効性を高めている。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、常に反社会的な個人、団体に対しては、特殊な取引、金銭の要求に応じないことはもちろん、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

また、総務部を対応総括窓口として、大阪府企業防衛連合協議会に参画して、警察当局とも連携を保ち、必要に応じて情報交換を行っております。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元につきましては、財務体質と企業基盤の強化を図りつつ、「安定的な配当の継続及び向上」を基本方針として、「ＤＯＥ(株主資本配当率)2.5%以上を目安とする」という基準を設定しております。

この方針のもと、当期の年間配当金につきましては、前期より普通配当として10円増配の１株当たり58円を実施させていただきます。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回としており、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、定款に従い、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができることとしております。

以上のご報告のうち、金額及び株数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**87,132**	**流動負債**	**36,138**
現金及び預金	29,892	支払手形及び買掛金	13,477
受取手形、売掛金及び契約資産	28,609	電子記録債務	7,049
電子記録債権	2,852	未払金	1,501
棚卸資産	24,627	未払法人税等	3,340
その他	1,375	未払消費税等	792
貸倒引当金	△226	賞与引当金	1,482
固定資産	**56,220**	役員賞与引当金	230
有形固定資産	**34,852**	製品保証引当金	417
建物及び構築物	12,605	リコール関連引当金	72
機械装置及び運搬具	2,647	その他	7,774
土地	18,779	**固定負債**	**9,512**
建設仮勘定	3	繰延税金負債	4,197
その他	816	退職給付に係る負債	3,759
無形固定資産	**1,772**	役員退職慰労引当金	16
のれん	575	再評価に係る繰延税金負債	506
商標権	102	その他	1,032
ソフトウエア	594	**負債合計**	**45,650**
ソフトウエア仮勘定	117	**（純資産の部）**	
その他	380	**株主資本**	**88,789**
投資その他の資産	**19,595**	**資本金**	**4,746**
投資有価証券	14,298	**資本剰余金**	**5,214**
退職給付に係る資産	2,070	**利益剰余金**	**84,605**
繰延税金資産	923	**自己株式**	**△5,776**
その他	2,318	**その他の包括利益累計額**	**7,739**
貸倒引当金	△14	その他有価証券評価差額金	6,497
		繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	△2,645
		為替換算調整勘定	3,033
		退職給付に係る調整累計額	853
		非支配株主持分	**1,173**
		純資産合計	**97,702**
資産合計	**143,352**	**負債純資産合計**	**143,352**

連結損益計算書（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**111,743**
売上原価		**81,276**
売上総利益		**30,467**
販売費及び一般管理費		**16,734**
営業利益		**13,733**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	339	
賃貸収入	82	
為替差益	25	
その他	293	740
営業外費用		
支払利息	85	
持分法による投資損失	581	
その他	63	730
経常利益		**13,744**
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	352	354
特別損失		
固定資産除却損及び売却損	30	30
税金等調整前当期純利益		**14,067**
法人税、住民税及び事業税	4,759	
法人税等調整額	△257	4,501
当期純利益		**9,566**
非支配株主に帰属する当期純利益		93
親会社株主に帰属する当期純利益		**9,472**

連結株主資本等変動計算書（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年４月１日残高	4,746	5,137	77,273	△3,790	83,366
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,141		△2,141
親会社株主に帰属する当期純利益			9,472		9,472
自己株式の取得				△2,121	△2,121
自己株式の処分		76		136	212
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	76	7,331	△1,985	5,422
2025年３月31日残高	4,746	5,214	84,605	△5,776	88,789

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2024年４月１日残高	6,704	5	△2,631	2,553	513	7,144	1,072	91,583
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△2,141
親会社株主に帰属する当期純利益								9,472
自己株式の取得								△2,121
自己株式の処分								212
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△207	△5	△14	480	340	594	101	695
連結会計年度中の変動額合計	△207	△5	△14	480	340	594	101	6,118
2025年３月31日残高	6,497	△0	△2,645	3,033	853	7,739	1,173	97,702

連結注記表

＜連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞

1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社……13社

株式会社モリタ、モリタ宮田工業株式会社、株式会社モリタ環境テック、株式会社モリタエコノス、株式会社モリタテクノス、BRONTO SKYLIFT OY AB、株式会社北海道モリタ、その他６社

（2）主要な非連結子会社名

康鴻森田（香港）有限公司

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

3．持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した関連会社の数……２社

株式会社モリタ東洋、南京晨光森田環保科技有限公司

（2）持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

鹿児島森田ポンプ株式会社、康鴻森田（香港）有限公司、その他３社

持分法非適用会社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

4．持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる南京晨光森田環保科技有限公司については、同社の事業年度に係る計算書類を使用しております。株式会社モリタ東洋については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

5．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、BRONTO SKYLIFT OY AB及びその子会社４社の決算日は12月31日であります。連結決算日との差異は３か月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

6．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産

評価基準　原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

評価方法　製品及び仕掛品……主として個別法

原材料……主として移動平均法

貯蔵品……最終仕入原価法

③ デリバティブ　時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産、使用権資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。なお耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。在外連結子会社は定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 使用権資産

資産の耐用年数またはリース期間のうちいずれか短い期間に基づく定額法を採用しております。

⑤ 長期前払費用

期間内均等償却を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

④ 製品保証引当金

販売済み製品についてのアフターサービス費用及び無償修理費の支出に備えるため、過去の実績に基づいて必要額を計上しております。

⑤ リコール関連引当金

リコールを実施した対象製品の点検・改修等に関する支出に備えるため、合理的に見積もられる金額を計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に消防車輌、防災機器及び設備、産業機械、環境車輌の製造販売を行っており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

これらの製品の販売については、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客による製品の検収時に収益を認識しております。ただし、国内販売においては出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間である場合には重要性等に関する代替的な取扱いを適用し出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

ただし、防災機器及び設備に係る工事契約の一部については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、その充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

② 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっており、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。また、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約、金利通貨スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息、外貨建債権債務等、外貨建借入金及び利息

ヘッジ方針

当社グループの内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。当連結会計年度末における年金資産が、退職給付債務の額を超過する場合には、投資その他の資産「退職給付に係る資産」に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑤　のれんの償却に関する事項

のれんは10年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少の場合は、発生年度に全額償却する方法によっております。

＜会計上の見積りに関する注記＞

該当事項はありません。

＜連結貸借対照表に関する注記＞

1．有形固定資産の減価償却累計額　35,304百万円

2．企業立地投資奨励金等による圧縮記帳額　139百万円

3．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月…2002年３月31日

・当連結会計年度末において、再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

＜連結株主資本等変動計算書に関する注記＞

1．当連結会計年度末日における発行済株式の数　普通株式　46,918,542株

2．当連結会計年度中に行った剰余金の配当

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年４月26日取締役会	普通株式	1,047	24.00	2024年３月31日	2024年５月31日
2024年10月31日取締役会	普通株式	1,093	25.00	2024年９月30日	2024年12月２日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年４月25日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,410	33.00	2025年３月31日	2025年５月30日

＜金融商品に関する注記＞

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要に応じて銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、売掛金及び契約資産に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、すべて１年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、重要なものにつき、先物為替予約を行うことによりリスクヘッジを行っております。また、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。営業債務及び資金調達に係る流動性リスクは、適時に資金繰り計画を作成・更新することによりリスク管理をしております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2025年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注)を参照ください。)。また、現金は注記を省略しており、預金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
（1）受取手形、売掛金及び契約資産	28,609	28,600	△8
（2）投資有価証券			
その他有価証券	13,774	13,774	－
資産計	42,383	42,375	△8
デリバティブ取引（※）	0	0	－

（※） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注）市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	2025年３月31日
非上場株式	268
非連結子会社株式及び関連会社株式	255

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	13,774	－	－	13,774
デリバティブ取引				
通貨関連	－	0	－	0
資産計	13,774	0	－	13,774

（2）時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	－	28,600	－	28,600
資産計	－	28,600	－	28,600

（注） 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約については取引先金融機関から提示された価格等に基づいて時価を算定しており、レベル２の時価に分類しております。

受取手形、売掛金及び契約資産

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

＜賃貸等不動産に関する注記＞

重要な賃貸等不動産がないため、注記は省略しております。

＜収益認識に関する注記＞

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは持株会社制度を採用し、当社がグループ全体の経営戦略策定等の機能を担うとともに製品・サービス別の事業会社を置き、各事業会社は取り扱う製品・サービスについて機動的に事業活動を展開しております。

従って、当社は事業会社を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「消防車輌事業」、「防災事業」、「産業機械事業」及び「環境車輌事業」の４つを報告セグメントとしており、収益の分解情報は報告セグメントと同一であります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	消防車輌	防災	産業機械	環境車輌	
売上高					
顧客との契約から生じる収益	66,415	26,619	6,363	12,319	111,718
その他の収益	－	－	－	25	25
外部顧客への売上高	66,415	26,619	6,363	12,344	111,743
セグメント間の内部売上高又は振替高	248	470	22	323	1,066
計	66,664	27,090	6,386	12,668	112,809

2．収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　6．会計方針に関する事項（4）その他連結計算書類の作成のための重要な事項　①　重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下の通りであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	29,078
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	31,406
契約負債（期首残高）	5,366
契約負債（期末残高）	5,057

契約負債は、主に製品の引渡し前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含めております。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。なお、当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。

＜１株当たり情報に関する注記＞

１．１株当たり純資産額	2,258円99銭
２．１株当たり当期純利益（期中平均株式数による）	217円47銭

＜重要な後発事象に関する注記＞

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**26,041**	**流動負債**	**13,773**
現金及び預金	22,720	電子記録債務	34
前払費用	29	未払金	278
短期貸付金	2,793	未払費用	31
その他	618	未払法人税等	291
貸倒引当金	△120	未払消費税等	178
固定資産	**53,158**	預り金	12,748
有形固定資産	**25,493**	賞与引当金	123
建物	9,965	役員賞与引当金	80
構築物	805	その他	6
機械装置	425	**固定負債**	**2,648**
工具、器具及び備品	109	預り保証金	133
土地	14,178	繰延税金負債	1,661
その他	8	退職給付引当金	325
無形固定資産	**56**	再評価に係る繰延税金負債	506
ソフトウエア	48	その他	22
その他	8	**負債合計**	**16,421**
投資その他の資産	**27,608**	**（純資産の部）**	
投資有価証券	7,904	**株主資本**	**62,230**
関係会社株式	19,158	**資本金**	**4,746**
前払年金費用	135	**資本剰余金**	**4,780**
その他	408	資本準備金	1,638
		その他資本剰余金	3,142
		利益剰余金	**58,546**
		利益準備金	1,234
		その他利益剰余金	57,311
		配当準備積立金	1,000
		固定資産圧縮積立金	1,179
		別途積立金	49,039
		繰越利益剰余金	6,092
		自己株式	**△5,842**
		評価・換算差額等	**547**
		その他有価証券評価差額金	3,192
		土地再評価差額金	△2,645
		純資産合計	**62,777**
資産合計	**79,199**	**負債純資産合計**	**79,199**

損益計算書（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**9,144**
営業費用		**3,751**
営業利益		**5,393**
営業外収益		
受取利息	140	
受取配当金	211	
その他	181	533
営業外費用		
支払利息	19	
為替差損	18	
その他	22	61
経常利益		**5,865**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	352	352
特別損失		
固定資産除却損及び売却損	24	24
税引前当期純利益		**6,193**
法人税、住民税及び事業税	298	
法人税等調整額	△46	251
当期純利益		**5,941**

株主資本等変動計算書（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2024年４月１日残高	4,746	1,638	3,065	4,704	1,234	1,000	1,202	48,039	3,269	54,745
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△2,141	△2,141
当期純利益									5,941	5,941
固定資産圧縮積立金の取崩							△22		22	－
別途積立金の積立								1,000	△1,000	－
自己株式の取得										
自己株式の処分			76	76						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	76	76	－	－	△22	1,000	2,823	3,800
2025年３月31日残高	4,746	1,638	3,142	4,780	1,234	1,000	1,179	49,039	6,092	58,546

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2024年４月１日残高	△3,857	60,339	3,094	△2,631	463	60,802
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△2,141				△2,141
当期純利益		5,941				5,941
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
別途積立金の積立		－				－
自己株式の取得	△2,121	△2,121				△2,121
自己株式の処分	136	212				212
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			97	△14	83	83
事業年度中の変動額合計	△1,985	1,891	97	△14	83	1,975
2025年３月31日残高	△5,842	62,230	3,192	△2,645	547	62,777

個別注記表

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞
1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．資産の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券
子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの……時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
(2) デリバティブ　時価法
3．固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。なお耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
(3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
(4) 長期前払費用
期間内均等償却を採用しております。
4．引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、投資その他の資産「前払年金費用」に計上しております。

5．重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は子会社からの経営指導料、不動産賃貸料及び受取配当金となります。経営指導料は、各子会社との契約に基づき経営指導等の役務を継続的に提供することが履行義務であるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。不動産賃貸料は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、賃貸借契約期間の経過に応じて収益を認識しております。受取配当金は、配当の効力発生日をもって収益を認識しております。

6．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7．ヘッジ会計の処理方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっており、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。また、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約、金利通貨スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息、外貨建債権債務等、外貨建借入金及び利息

(3) ヘッジ方針

当社の内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としております。

計算書類

＜会計上の見積りに関する注記＞

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式の評価について

・当事業年度計上額　19,158百万円

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式は、市場価格のない株式に該当します。関係会社株式には、超過収益力を加味して１株当たり純資産額を上回る価額で取得したBRONTO SKYLIFT OY ABの株式10,842百万円が含まれます。

関係会社株式の減損については、取得原価と実質価額を比較することにより判定を行います。実質価額は、１株あたりの純資産額に所有株式数を乗じることにより算定をしますが、取得原価に取得時の超過収益力を含む関係会社株式については、実質価額に超過収益力を加味します。実質価額が取得原価の50％以上低下した株式については、直近に作成した事業計画により回復可能性を有しているか判定をします。事業計画による回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、取得原価を実質価額まで減額し、当該減少額は関係会社株式評価損として計上します。

事業計画に基づく回復可能性の判断に当たっては、不確実性を伴うため、将来の経済状況の変動等によって見積りの見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式及び関係会社株式評価損の金額に重要な影響を与える可能性があります。

＜貸借対照表に関する注記＞

1．有形固定資産の減価償却累計額　13,835百万円

2．保証債務

次の会社に対して、債務保証を行っております。

履行保証等

BRONTO SKYLIFT OY AB	598百万円

3．関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権	3,317百万円
短期金銭債務	12,693百万円

4．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法……　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月……2002年３月31日

・当事業年度末において、再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

＜損益計算書に関する注記＞

関係会社との取引高

営業収益	9,144百万円
営業費用	40百万円
営業取引以外の取引高	166百万円

＜株主資本等変動計算書に関する注記＞

当事業年度末日における自己株式の数　普通株式　4,187,659株

計算書類

＜税効果会計に関する注記＞

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

賞与引当金	37百万円
退職給付引当金	198
役員退職慰労引当金（長期未払金）	4
株式報酬費用	94
償却限度超過額	32
投資有価証券評価損	50
会員権評価損	7
関係会社株式	127
貸倒引当金	37
減損損失	275
土地再評価に係る繰延税金資産	1,179
その他	119
繰延税金資産小計	2,165
評価性引当額	△1,776
繰延税金資産合計	388

（繰延税金負債）

前払年金費用	△41
その他有価証券評価差額金	△1,466
固定資産圧縮積立金	△541
土地再評価に係る繰延税金負債	△506
繰延税金負債合計	△2,555
繰延税金資産の純額	△2,167

＜リースにより使用する固定資産に関する注記＞

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	74百万円
１年超	1,014百万円
合計	1,088百万円

＜関連当事者との取引に関する注記＞

当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱モリタ	兵庫県三田市	1,000	消防車の製造、販売	(所有)直接100.0	経営指導、不動産の賃貸、資金貸借関係、役員の兼任	経営指導料	1,181	未収入金	108
							不動産賃貸収入	587	未収入金	54
							資金の受入	△1,800	預り金	—
							利息の支払	1	—	—
	モリタ宮田工業㈱	東京都江東区	100	消火器、消火設備等の製造、販売	(所有)直接100.0	経営指導、不動産の賃貸、資金貸借関係、役員の兼任	資金の受入	2,400	預り金	6,000
							利息の支払	7	—	—
	㈱モリタ環境テック	千葉県船橋市	100	環境機器の製造、販売及び環境プラントの設計、施工	(所有)直接100.0	経営指導、不動産の賃貸、資金貸借関係、役員の兼任	資金の受入	△150	預り金	3,300
							利息の支払	5	—	—
	㈱モリタテクノス	兵庫県三田市	100	消防車のオーバーホール	(所有)直接100.0	経営指導、不動産の賃貸、資金貸借関係、役員の兼任	資金の受入	△100	預り金	1,700
							利息の支払	2	—	—
	BRONTO SKYLIFT OY AB	フィンランド共和国タンペレ市	1,515千ユーロ	屈折はしご付消防車及び高所作業車の製造、販売	(所有)直接100.0	経営指導、資金貸借関係、債務保証、役員の兼任	資金の貸付	△347	短期貸付金	2,673
							利息の受取	125	—	—
							債務保証	598	—	—
	㈱北海道モリタ	北海道札幌市	30	消防車の製造、販売	(所有)直接66.3	経営指導、不動産の賃貸、資金貸借関係、役員の兼任	資金の受入	600	預り金	1,200
							利息の支払	1	—	—

(注) 1．取引条件及び取引条件の決定方法等

・経営指導料につきましては、当社より提示した料率に基づいた金額を契約により決定しております。

・不動産賃貸収入につきましては、近隣の取引実勢に基づいて賃貸料金額を決定しております。

・資金の貸借につきましては、短期での反復取引のため、取引金額は前事業年度末時点との差引金額を表示しております。また、金利につきましては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2．BRONTO SKYLIFT OY ABの履行保証等について、債務保証を行っております。

計算書類

＜収益認識に関する注記＞
収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記　5．重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

＜１株当たり情報に関する注記＞

1．１株当たり純資産額	1,469円15銭
2．１株当たり当期純利益（期中平均株式数による）	136円41銭

＜重要な後発事象に関する注記＞
該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年５月15日

株式会社 モリタホールディングス
取 締 役 会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 好 慧
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 吉 永 竜 也

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社モリタホールディングスの2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モリタホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年５月15日

株式会社 モリタホールディングス
取 締 役 会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 好 慧

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 吉 永 竜 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社モリタホールディングスの2024年４月１日から2025年３月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

監査報告書

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月16日

株式会社モリタホールディングス　監査役会

常勤監査役　浅田栄治㊞

常勤監査役　平岡理弘㊞

監査役（社外監査役）　太田将㊞

監査役（社外監査役）　西村捷三㊞

以　上

株主総会会場 ご案内略図

ヒューリック心斎橋ビル３階
TKPガーデンシティPREMIUM心斎橋
大阪市中央区南船場４－３－２

交通のご案内

Osaka Metro 御堂筋線・長堀鶴見緑地線

「心斎橋駅」３号出口から徒歩約２分

会場入口は「南船場３」交差点から西に約20m進んだ所にございます。

※当会場には、駐車場、駐輪場がございませんので、あしからずご了承くださいますようお願い申し上げます。

株式会社モリタホールディングス

https://www.morita119.com/

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。